項　　目	現　　行	改　　正
第1節　手術料 **第1款　皮膚・皮下組織** **(皮膚、皮下組織)** 創傷処理 (注の変更)	2　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	→ 2　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を加算する。
(区分の新設)	(新設)	→ 小児創傷処理（6歳未満） 1　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,250点 2　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）　1,400点 3　筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）　1,850点 4　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,200点 5　筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満)　450点 6　筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)　500点 7　筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）　950点 8　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,450点 注1　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。 2　真皮縫合を伴う縫合

項　　目	現　　行	改　　正
		閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を加算する。 3　汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。
デブリードマン （項目の変更）	1　手若しくは指又は足若しくは指にわたる範囲のもの　1,020点 2　半肢の大部若しくは頭部、頸部及び顔面の大部にわたる範囲又は1肢若しくはこれに準ずる範囲のもの　2,300点 3　2肢若しくは全腹又は身体の大部にわたる範囲のもの　3,700点	1　100平方センチメートル未満　1,020点 2　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　2,300点 3　3,000平方センチメートル以上　3,700点
（区分の新設）	（新設）	鶏眼・胼胝切除後縫合（露出部） 1　長径2センチメートル未満　1,660点 2　長径2センチメートル以上4センチメートル未満　3,670点 3　長径4センチメートル以上　4,360点
（区分の新設）	（新設）	鶏眼・胼胝切除後縫合（露出部以外） 1　長径3センチメートル未満　1,280点 2　長径3センチメートル以上6センチメートル未満　3,230点 3　長径6センチメートル以上　4,160点

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設) →	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 1　長径6センチメートル未満の良性皮膚腫瘍　2,050点 2　長径6センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍　3,230点 3　長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍　4,160点
腋臭症手術 (項目の見直し)	1　皮弁法　5,730点 2　その他のもの　1,660点 →	1　皮弁法　5,730点 2　皮膚有毛部切除術　3,000点 3　その他のもの　1,660点
顔面神経麻痺形成手術 1　静的なもの 2　動的なもの	14,000点 24,800点 →	14,700点 26,000点
全層、分層植皮術(露出部・粘膜部・関節部以外の部位) (区分の見直し)	全層、分層植皮術(露出部・粘膜部・関節部以外の部位) →	(削除)
全層、分層植皮術(露出部・粘膜部・関節部) (区分の見直し)	全層、分層植皮術(露出部・粘膜部・関節部) 1　25平方センチメートル未満　6,070点 2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　8,270点 3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　15,400点 4　200平方センチメートル以上　21,300点 →	全層、分層植皮術 1　25平方センチメートル未満　5,880点 2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　8,000点 3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　14,400点 4　200平方センチメートル以上　20,600点
皮膚移植術 (点数の見直し)	4,410点 →	4,700点
自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの) (点数の見直し)	44,000点 →	46,200点

項　　目	現　　行	改　　正
粘膜移植術 （項目の追加）	5,010点 →	1　4平方センチメートル未満　5,010点 2　4平方センチメートル以上　5,500点
第2款　筋骨格系・四肢・体幹 （区分の新設）	（新設） →	股関節周囲筋腱解離術（変形性股関節症）　16,700点
四肢軟部腫瘍摘出術 （区分の見直し）	四肢軟部腫瘍摘出術 1　肩、上腕、前腕、大腿、下腿　6,060点 2　手、足　3,750点 →	四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術 1　肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹　6,060点 2　手、足　3,750点
四肢軟部悪性腫瘍手術 （区分の見直し）	四肢軟部悪性腫瘍手術 1　肩、上腕、前腕、大腿、下腿　12,200点 2　手、足　10,200点 →	四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術 1　肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹　12,200点 2　手、足　10,200点
（区分の新設）	（新設） →	アキレス腱断裂手術 6,700点
（区分の新設）	（新設） →	骨関節結核瘻孔摘出術 1　肩甲骨、上腕、大腿　8,580点 2　前腕、下腿　5,150点 3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　3,590点
（区分の新設）	（新設） →	骨髄炎・骨結核出術 1　肩甲骨、上腕、大腿　8,580点 2　前腕、下腿　5,150点 3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　3,590点
骨折観血的手術 （注の見直し）	注　開放骨折、関節内骨折又は粉砕骨折に対し創外固定器を用いた場合は、10,000点を加算する。 →	（第3節へ移動）

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設) →	中手骨又は中足骨摘除術 (2本以上)　3,970点
(区分の新設)	(新設) →	多発性軟骨性外骨腫摘出術 1　肩甲骨、上腕、大腿　10,300点 2　前腕、下腿　7,210点 3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他　3,340点
骨悪性腫瘍手術 1　肩甲骨、上腕、大腿 2　前腕、下腿 3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	18,300点 16,900点 11,000点 →	19,200点 17,700点 11,600点
変形性股関節症手術(骨切り、臼蓋形成を伴うもの) (項目の見直し)	変形性股関節症手術(骨切り、臼蓋形成を伴うもの) →	(削除)
(区分の新設)	(新設) →	大腿骨頭回転骨切り術　30,000点
(区分の新設)	(新設) →	大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術　25,000点
偽関節手術 (項目の見直し)	1　肩甲骨、上腕、大腿　16,900点 2　前腕、下腿　15,400点 3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他　8,580点 →	1　肩甲骨、上腕、大腿　16,900点 2　前腕、下腿、手舟状骨　15,400点 3　鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他　8,580点
骨長調整手術 (注の見直し)	注　骨延長術に際し、創外固定器を使用した場合は、10,000点を加算する。 →	(第3節へ移動)
骨移植術(軟骨移植術を含む。) (項目の見直し)	1　自家骨移植　9,160点 2　自家骨移植以外　7,920点 →	1　自家骨移植　9,160点 2　同種骨移植　7,920点
(区分の新設)	(新設) →	肩甲関節周囲沈着石灰摘出

項　　目	現　　行	改　　正
		術　2,770点
(区分の新設)	(新設) →	化膿性関節炎・結核性関節炎清掃術 1　肩、股、膝　15,400点 2　胸鎖、肘、手、足　10,100点 3　肩鎖、指(手、足)　3,330点
先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側) (項目の見直し)	2,270点 →	1　リーメンビューゲル法　1,580点 2　その他　2,270点
関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下によるものを含む。) (区分の見直し)	関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下によるものを含む。) 1　肩、股、膝　7,570点 2　胸鎖、肘、手、足　4,800点 3　肩鎖、指(手、足)　3,190点 →	関節内異物(挿入物)除去術 1　肩、股、膝　7,350点 2　胸鎖、肘、手、足　4,600点 3　肩鎖、指(手、足)　2,950点
(区分の新設)	(新設) →	関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下) 1　肩、股、膝　11,700点 2　胸鎖、肘、手、足　7,900点 3　肩鎖、指(手、足)　6,100点
関節滑膜切除術(関節鏡下によるものを含む。) (区分の見直し)	関節滑膜切除術(関節鏡下によるものを含む。) 1　肩、股、膝　10,800点 2　胸鎖、肘、手、足　10,100点 3　肩鎖、指(手、足)　6,720点 →	関節滑膜切除術 1　肩、股、膝　10,500点 2　胸鎖、肘、手、足　9,800点 3　肩鎖、指(手、足)　6,500点

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設) →	関節滑膜切除術(関節鏡下) 1　肩、股、膝　13,800点 2　胸鎖、肘、手、足　13,100点 3　肩鎖、指(手、足)　9,500点
(区分の新設)	(新設) →	滑液膜摘出術 1　肩、股、膝　10,500点 2　胸鎖、肘、手、足　9,800点 3　肩鎖、指(手、足)　6,500点
(区分の新設)	(新設) →	滑液膜摘出術(関節鏡下) 1　肩、股、膝　13,800点 2　胸鎖、肘、手、足　13,100点 3　肩鎖、指(手、足)　9,500点
(区分の新設)	(新設) →	膝蓋骨滑液嚢切除　9,800点
(区分の新設)	(新設) →	膝蓋骨滑液嚢切除(関節鏡下)　13,100点
(区分の新設)	(新設) →	掌指関節滑膜切除術　6,500点
(区分の新設)	(新設) →	掌指関節滑膜切除術(関節鏡下)　9,500点
関節鼠摘出手術(関節鏡下によるものを含む。) (区分の見直し)	関節鼠摘出手術(関節鏡下によるものを含む。) 1　肩、股、膝　10,300点 2　胸鎖、肘、手、足　8,980点 3　肩鎖、指(手、足)　4,260点 →	関節鼠摘出手術 1　肩、股、膝　10,000点 2　胸鎖、肘、手、足　8,680点 3　肩鎖、指(手、足)　3,970点
(区分の新設)	(新設) →	関節鼠摘出手術(関節鏡下) 1　肩、股、膝　14,100点 2　胸鎖、肘、手、足　11,300点

項　　目	現　　行	改　　正
		3　肩鎖、指（手、足） 7,100点
半月板切除術（関節鏡下によるものを含む。） （区分の見直し）	半月板切除術（関節鏡下によるものを含む。）9,100点	→ 半月板切除術　8,800点
（区分の新設）	（新設）	→ 半月板切除術（関節鏡下） 11,100点
半月板縫合術（関節鏡下によるものを含む。） （点数の見直し）	半月板縫合術（関節鏡下によるものを含む。） 10,000点	→ 半月板縫合術　9,800点
関節鏡下三角線維軟骨複合体切除術・縫合術 （点数の見直し）	11,200点	→ 9,000点
（区分の新設）	（新設）	→ 半月板縫合術（関節鏡下） 12,700点
靱帯断裂縫合術（関節鏡下によるものを含む。） （区分の見直し）	靱帯断裂縫合術（関節鏡下によるものを含む。） 1　十字靱帯　10,500点 2　膝側副靱帯　10,200点 3　指（手、足）その他の靱帯　6,750点	→ 靱帯断裂縫合術 1　十字靱帯　10,100点 2　膝側副靱帯　9,800点 3　指（手、足）その他の靱帯　6,450点
（区分の新設）	（新設）	→ 靱帯断裂縫合術（関節鏡下） 1　十字靱帯　13,000点 2　膝側副靱帯　12,700点 3　指（手、足）その他の靱帯　9,300点
観血的関節授動術 1　肩、股、膝 2　胸鎖、肘、手、足 3　肩鎖、指（手、足） （点数の見直し）	25,200点 16,100点 6,200点	→ 26,500点 16,900点 6,510点
靱帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む。） （区分の見直し）	靱帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む。） 1　十字靱帯　18,200点 2　膝側副靱帯　11,200点 3　指（手、足）その他の	→ 靱帯断裂形成手術 1　十字靱帯　18,700点 2　膝側副靱帯　11,500点 3　指（手、足）その他の

項　　目	現　　行	改　　正
	靱帯　9,400点	靱帯　9,680点
(区分の新設)	(新設) →	靱帯断裂形成手術（関節鏡下） 1　十字靱帯　20,800点 2　膝側副靱帯　13,500点 3　指（手、足）その他の靱帯　11,900点
内反足手術 (点数の見直し)	16,800点 →	17,600点
人工骨頭挿入術 (項目の見直し)	1　肩、股、膝　15,600点 2　胸鎖、肘、手、足　11,600点 3　肩鎖、指（手、足）　5,370点 →	1　肩、股　15,000点 2　肘、手、足　11,600点 3　指（手、足）　5,370点
人工関節置換術 1　肩、股、膝 2　胸鎖、肘、手、足 3　肩鎖、指（手、足） (点数の見直し)	22,500点 16,700点 7,500点 →	22,300点 17,500点 7,880点
(注の変更)	注　再置換の場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。 →	(削除)
(区分の新設)	(新設) →	人工関節再置換術 1　肩、股、膝　33,900点 2　胸鎖、肘、手、足　26,300点 3　肩鎖、指（手、足）　11,800点
(区分の新設)	(新設) →	内反足足板挺子固定　2,030点 注　介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足足板挺子固定の所定点数のみにより算定する。

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設)	肩甲帯離断術　21,600点
瘭疽手術 (区分の名称の見直し)	瘭疽手術	ひょう疽手術
(区分の新設)	(新設)	風棘手術　990点
茎状突起管開放手術 (区分の見直し)	1,660点	(削除)
手根管開放手術(関節鏡下によるものを含む。) (区分の見直し)	手根管開放手術(関節鏡下によるものを含む。) 4,290点	手根管開放手術　4,110点
(区分の新設)	(新設)	手根管開放手術(関節鏡下) 7,100点
(区分の新設)	(新設)	指癒着症手術 1　軟部形成のみのもの 5,630点 2　骨関節、腱の形成を要するもの　8,230点
母指化手術 (点数の見直し)	15,800点	16,600点
指移植手術 (点数の見直し)	40,500点	42,500点
神経血管柄付植皮術(手・足) (点数の見直し)	20,100点	21,100点
第四足指短縮症手術、第一足指外反症矯正手術 (区分の見直し)	第四足指短縮症手術、第一足指外反症矯正手術 9,060点	第四足指短縮症手術 9,060点
(区分の新設)	(新設)	第一足指外反症矯正手術 9,060点
(区分の新設)	(新設)	頸椎非観血的整復術 1,980点
(区分の新設)	(新設)	椎間板ヘルニア徒手整復術 1,980点
脊椎脱臼観血的手術 (区分の見直し)	脊椎脱臼観血的手術 18,900点	脊椎・骨盤脱臼観血的手術 18,900点
椎弓切除術 (注の見直し)	注　椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算点数は所定点数の100分の200に	注　3以上の椎弓について手術を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。